

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 0 名
- 2. 派 遣 先 の 数 : 0 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 0 円 （1 日 8 時間あたり）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 : 0 円 （1 日 8 時間あたり）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 :
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 : 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 :
相談窓口 天野 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会

〒 7 3 0 - 0 0 0 5 広島県広島市中区西白島町 2 4 番 3 6 号

電話：0 8 2 - 5 0 2 - 0 4 6 8

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 8 3 4 名
- 2. 派 遣 先 の 数 : 2 1 7 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 1 , 8 0 6 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9 , 4 0 0 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
- 5. マ ー ジ ン 率 : 2 0 . 4 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 : 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 :
相談窓口 笹口 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 広島市事務所
〒 7 3 0 - 0 0 0 5 広島県広島市中区西白島町 2 3 番 9 号
電話 : 0 8 2 - 2 2 3 - 1 1 5 6

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 4 7 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 6 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 1 , 7 6 8 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 0 8 8 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 2 . 8 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 平川 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主
実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 呉市事務所
〒 7 3 7 - 0 0 7 7 広島県呉市伏原一丁目 4 番 2 5 号
電話：0 8 2 3 - 2 1 - 6 6 1 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 4 5 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 4 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 1 , 6 7 6 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 1 0 7 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 2 . 0 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 桶本 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主
実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 竹原市事務所
〒 7 2 5 - 0 0 2 6 広島県竹原市中央四丁目 7 番 7 1 号
電話：0 8 4 6 - 2 2 - 3 3 3 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 2 1 5 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 3 5 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 1 , 6 5 9 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 1 0 8 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 1 . 9 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 八幡 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主
実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 三原市事務所
〒 7 2 3 - 0 0 0 4 広島県三原市館町二丁目 5 番 2 号
電話：0 8 4 8 - 6 3 - 2 2 6 6

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 4 4 名
2. 派 遣 先 の 数 : 1 3 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 1 , 7 3 5 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9 , 2 8 7 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 2 0 . 9 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 : 締結していない
7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 :
相談窓口 村上 下記実施事業所の電話番号
9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 1 3 1 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 5 0 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 1 , 9 1 6 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 2 0 4 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 2 . 8 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 山本 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 福山市事務所
〒721-0955 広島県福山市新涯町二丁目21番30号
電話：084-953-5222

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 1 4 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 1 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 2 , 2 3 2 円 （1 日 8 時間あたり）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 4 8 8 円 （1 日 8 時間あたり）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 2 . 4 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 岡田 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 府中市事務所
〒 7 2 6 - 0 0 3 3 広島県府中市目崎町 3 5 2 番地
電話：0 8 4 7 - 4 7 - 6 1 2 0

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者の数： 75名
2. 派遣先の数： 31社
3. 派遣料金の平均額： 11,987円 (1日8時間あたり)
4. 派遣会員の賃金の平均額： 9,438円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率： 21.3%
6. 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定の有無： 締結していない
7. 教育訓練に関する事項： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先：
相談窓口 富士原 下記実施事業所の電話番号
9. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 三次市事務所
〒728-0016 広島県三次市四拾貫町154番地1
電話：0824-62-7800

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 3 7 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 4 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 1 , 5 3 8 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8 , 8 8 3 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 3 . 0 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 堀内 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 庄原市事務所
〒 7 2 7 - 0 0 2 1 広島県庄原市三日市町 2 0 番地 1 3
電話：0 8 2 4 - 7 2 - 1 1 3 5

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 1 0 2 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 2 1 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 4, 7 9 3 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 1 1, 6 4 6 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 1. 3 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 小早川 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主
実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 大竹市事務所
〒 7 3 9 - 0 6 2 3 広島県大竹市小方一丁目 2 0 番 1 号
電話：0 8 2 7 - 5 7 - 6 1 0 0

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 4 4 名
- 2. 派 遣 先 の 数 : 1 5 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 2 , 2 8 2 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9 , 7 2 6 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
- 5. マ ー ジ ン 率 : 2 0 . 8 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 : 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 :
相談窓口 百石 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 東広島市事務所
〒 7 3 9 - 0 0 1 5 広島県東広島市西条栄町 9 番 1 8 号
電話 : 0 8 2 - 4 2 6 - 4 6 8 3

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 7 9 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 2 2 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 1 , 8 4 2 円 （1 日 8 時間あたり）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 1 8 6 円 （1 日 8 時間あたり）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 2 . 4 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 森 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 廿日市市事務所
〒 7 3 8 - 0 0 2 3 広島県廿日市市下平良一丁目 1 番 5 号
電話：0 8 2 9 - 2 0 - 1 4 6 8

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 7 5 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 2 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 1 , 2 2 5 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8 , 6 9 7 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 2 . 5 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 山永 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主
実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 安芸高田市事務所
〒 7 3 1 - 0 5 4 4 広島県安芸高田市吉田町多治比 6 1 1 番地 1
電話：0 8 2 6 - 4 2 - 4 4 1 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 5 3 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 1 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 2 , 7 9 9 円 （1 日 8 時間あたり）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 8 2 9 円 （1 日 8 時間あたり）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 3 . 2 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 志茂 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 江田島市事務所
〒 7 3 7 - 2 1 2 2 広島県江田島市中央一丁目 1 5 番 1 5 号
電話：0 8 2 3 - 4 2 - 5 2 1 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 6 5 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 8 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 1 , 5 4 9 円 （1 日 8 時間あたり）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 8 , 8 4 6 円 （1 日 8 時間あたり）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 3 . 4 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 梶川 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 府中町事務所
〒 7 3 5 - 0 0 1 3 広島県安芸郡府中町浜田三丁目 9 番 2 号
電話：0 8 2 - 2 8 5 - 0 1 6 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 2 6 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 9 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 2 , 6 5 3 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 7 0 8 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 3 . 3 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 大背戸 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 海田町事務所
〒 7 3 6 - 0 0 5 1 広島県安芸郡海田町つくも町 6 番 3 号
電話：0 8 2 - 8 2 3 - 2 7 3 3

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 4 名
- 2. 派 遣 先 の 数 : 3 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 3 , 1 1 9 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 : 1 0 , 1 2 6 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
- 5. マ ー ジ ン 率 : 2 2 . 8 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 : 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 :
相談窓口 金升 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主
実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 安芸太田町事務所
〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計3838番地1
電話：0826-22-2410

令和 8 年 7 月 1 日

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 5 3 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 4 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 2, 3 9 0 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9, 6 9 4 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 1. 8 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 川手 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 北広島町事務所
〒 7 3 1 - 1 5 3 3 広島県山県郡北広島町有田 1 4 9 5 番地 1
電話：0 8 2 6 - 7 2 - 8 4 2 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 ： 4 9 名
- 2. 派 遣 先 の 数 ： 1 0 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 ： 1 2 , 7 9 5 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 ： 9 , 7 2 9 円 （1 日 8 時 間 あ た り）
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。）
- 5. マ ー ジ ン 率 ： 2 4 . 0 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 ： 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 ： 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ：
相談窓口 国兼 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主
実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 世羅町事務所
〒 7 2 2 - 1 1 2 1 広島県世羅郡世羅町大字西上原 1 2 3 番地 3
電話： 0 8 4 7 - 2 2 - 5 1 6 0

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 5 名
- 2. 派 遣 先 の 数 : 3 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 1 , 5 6 3 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8 , 8 1 3 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
- 5. マ ー ジ ン 率 : 2 3 . 8 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 : 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 :
相談窓口 西本 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主
実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 神石高原町事務所
〒 7 2 0 - 1 8 1 2 広島県神石郡神石高原町油木乙 1 8 5 8 番地
電話 : 0 8 4 7 - 8 9 - 0 1 2 1

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「 臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務 」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

- 1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 1 名
- 2. 派 遣 先 の 数 : 1 社
- 3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 1 , 0 1 2 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
- 4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9 , 3 0 1 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
- 5. マ ー ジ ン 率 : 1 5 . 5 %
- 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の有無 : 締結していない
- 7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入職時研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
接遇マナー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- 8. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 :
相談窓口 森本 下記実施事業所の電話番号
- 9. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 熊野町事務所
〒 7 2 1 - 4 2 1 2 広島県安芸郡熊野町初神三丁目 2 4 番 2 7 号
電話 : 0 8 2 - 8 5 5 - 0 8 8 1